地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号に基づく随意契約の締結結果一覧表　　別紙６

№.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額（税込）（円）	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先（直通）	契約の相手方とした理由		
1	街区表示板貼替業務	一式	R5.4.25	本業務は、住居表示に関する法律により設置された街区表示板のうち、取り付け後相当年数が経過し、耐用年数を超えた街区表示板の貼り替えを行うものである。	公益社団法人　堺市シルバー人材センター	5,558,226	戸籍住民課	228-8473	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第３７条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。 　本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	